

# 官報

号外 昭和四十六年二月二十三日

## 第六十五回 衆議院會議録 第十号

昭和四十六年二月二十三日(火曜日)

議事日程 第七号

昭和四十六年二月二十三日

午後二時開議

第一 預金保険法案(内閣提出)

第二 貸付信託法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

北陸地方開発審議委員の選挙

日程第一 預金保険法案(内閣提出)

日程第二 貸付信託法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

自動車重量税法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時五分開議

○議長(船田中君) これより會議を開きます。

北陸地方開発審議委員の選挙

○議長(船田中君) 北陸地方開発審議委員の選挙を行ないます。

○加藤六月君 北陸地方開発審議委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、動議のとく決しました。

議長は、北陸地方開発審議委員に坪川信三君を指名いたします。(拍手)

日程第一 預金保険法案(内閣提出)

日程第二 貸付信託法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、預金保険法案、日

程第二、貸付信託法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

預金保険法案

右

国会に提出する。

昭和四十六年二月三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

預金保険法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 預金保険機構

第一節 総則(第三条・第八条)

第二節 設立(第九条・第十三条)

第三節 運営委員会(第十四条・第二十三条)

第四節 役員等(第二十四条・第三十三条)

第五節 業務(第三十四条・第三十七条)

第六節 財務及び会計(第三十八条・第四十条)

四 条

第七節 監督(第四十五条・第四十六条)

第八節 補則(第四十七条・第四十八条)

第三章 預金保険(第四十九条・第五十九条)

第四章 罰則(第六十条・第六十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、預金者等の保護を図るた

め、金融機関の預金等の払戻しにつき保険を行なう制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者(この法律の施行地外に本店を有するものを除く)をいう。

一 銀行法(昭和二年法律第二十一号)第二条の免許を受けた銀行

二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行

三 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第二条第一項に規定する外国為替銀行

四 相互銀行

五 信用金庫

六 信用協同組合

2 この法律において「預金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 預金(貯金を含む。)

二 定期積金

三 相互銀行法(昭和二十六年法律第百九十九号)第二条第一項第一号に規定する掛金

四 信託業法(大正十一年法律第六十五号)第九条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託(貸付信託を含む。)に係る信託契約により受け入れた金銭

3 この法律において「預金者等」とは、預金者その他の預金等に係る債権者をいう。

## 第二章 預金保険機構

## 第一節 総則

## (法人格)

第三条 預金保険機構(以下「機構」という。)は、法人とする。

## (数)

第四条 機構は、一を限り、設立されるものとする。

## (資本金)

第五条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

## (名称)

第六条 機構は、その名称中に預金保険機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に預金保険機構という文字を用いてはならない。

## (登記)

第七条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

## (民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第

四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。

## 第二節 設立

## (発起人)

第九条 機構を設立するには、金融に関して専門的な知識と経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

## (定款の作成等)

第十条 発起人は、すみやかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。

2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金及び出資に関する事項
- 五 運営委員会に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 財務及び会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 十 公告の方法

## (設立の認可)

第十一条 発起人は、前条第一項の募集が終わつたときは、すみやかに、定款を大蔵大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

## (事務の引継ぎ)

第十二条 発起人は、前条の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継ぎなければならない。

2 機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

## (設立の登記)

第十三条 機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることにより成立する。

## 第三節 運営委員会

## (設置)

第十四条 機構に、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

## (権限)

第十五条 次章に規定するもののほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の作成及び変更
- 三 予算及び資金計画
- 四 決算
- 五 その他委員会が特に必要と認める事項

## (組織)

第十六条 委員会には、委員七人以上並びに機構の理事長及び理事をもつて組織する。

2 委員会に委員長一人を置き、機構の理事長をもつて充てる。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員及び機構の理事のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

## (委員の任命)

第十七条 委員は、金融に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が大蔵大臣の認可を受けて任命する。

## (委員の任期)

第十八条 委員の任期は、一年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (委員の解任)

第十九条 機構の理事長は、委員が次の各号の一に該当するに至つたときは、大蔵大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。

- 一 破産の宣告を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
- 四 職務上の義務違反があるとき。

(委員の報酬)

第二十条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

(議決の方法)

第二十一条 委員会は、委員長又は第十六条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員及び機構の理事のうち四人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員長、委員及び機構の理事の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 大蔵大臣が指名するその職員は、第一項の会議に出席し、意見を述べることが出来る。

(委員の秘密保持義務)

第二十二条 委員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。

(委員の公務員たる性質)

第二十三条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 役員等

(役員)

第二十四条 機構に、役員として理事長一人、理事一人及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十五条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、機構を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、機構の業務を監査する。

(役員の任命等)

第二十六条 理事長は、日本銀行副総裁をもつて充てる。

2 理事は、理事長が大蔵大臣の認可を受けて任命する。

3 監事は、大蔵大臣が任命する。

(理事等の任期)

第二十七条 理事及び監事の任期は、三年とする。

2 理事及び監事は、再任されることが出来る。(理事等の欠格条項)

第二十八条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、理事又は監事となることができない。

(理事等の解任)

第二十九条 大蔵大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 大蔵大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第十九条各号の一に該当するに至つたとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、第二十六条の例により、その役員を解任することが出来る。

係る役員が第十九条各号の一に該当するに至つたとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、第二十六条の例により、その役員を解任することが出来る。

(理事の兼職禁止)

第三十条 理事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十一条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(職員の任命)

第三十二条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員等の秘密保持義務等)

第三十三条 第二十二條及び第二十三條の規定は、役員及び職員について準用する。

第五節 業務

(業務の範囲)

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 次章の規定による保険

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

(業務の委託)

第三十五条 機構は、大蔵大臣の認可を受けて、日本銀行又は金融機関等(金融機関並びに信用

金庫連合会及び中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行なう協同組合連合会をいう。以下同じ。)に対し、その業務の一部を委託することが出来る。

2 日本銀行及び金融機関等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことが出来る。

3 第二十三條の規定は、第一項の規定による委託を受けた金融機関等の役員又は職員で、当該業務に従事するものについて準用する。

(業務方法書)

第三十六条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、保険料に関する事項その他大蔵省令で定める事項を記載しなければならない。

(資料の提出の請求等)

第三十七条 機構は、その業務を行なうため必要があるときは、金融機関に対し、資料の提出を求めることが出来る。

2 前項の規定により資料の提出を求められた金融機関は、遅滞なく、それを提出しなければならない。

3 国、都道府県又は日本銀行は、機構がその業務を行なうため特に必要があると認めて要請を

したときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

## 第六節 財務及び会計

### (事業年度)

第三十八条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

### (予算等の認可)

第三十九条 機構は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

### (財務諸表)

第四十条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（次項において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に大蔵大臣に提出しなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を大蔵大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

### (責任準備金の積立て)

第四十一条 機構は、大蔵省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

### (借入金)

第四十二条 機構は、保険金の支払に関し必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲

内において、大蔵大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れをすることができる。

2 日本銀行は、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十七条の規定にかかわらず、機構に対し、前項の資金の貸付けをすることができる。

### (余裕金の運用)

第四十三条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他大蔵大臣の指定する有価証券の保有

二 大蔵大臣の指定する金融機関等への預金

三 その他大蔵省令で定める方法

### (大蔵省令への委任)

第四十四条 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

## 第七節 監督

### (監督)

第四十五条 機構は、大蔵大臣が監督する。

2 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

### (報告及び検査)

第四十六条 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に入り、帳簿、書類その他の物件を

検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 第八節 補則

### (定款の変更)

第四十七条 定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

### (解散)

第四十八条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

## 第三章 預金保険

### (保険関係)

第四十九条 金融機関がその業務を営み又は事業を行なうときは、当該金融機関が預金等に係る債務を負うことにより、各預金者等ごとに一定の金額の範囲内において、当該預金等の払戻しにつき、機構と当該金融機関及び預金者等との間に保険関係が成立するものとする。

2 前項の保険関係においては、預金等の額を保険金額とし、次に掲げるものを保険事故とする。

る。

一 金融機関の預金等の払戻しの停止（以下「第一種保険事故」という。）

二 金融機関の営業免許の取消し（信用金庫にあつては、事業免許の取消しとし、信用協同組合にあつては、解散の命令とする。第五十五条第二項第一号において同じ。）、破産の宣告又は解散の決議（以下「第二種保険事故」という。）

### (保険料の納付)

第五十条 金融機関は、営業年度（信用金庫及び信用協同組合にあつては、事業年度。以下同じ。）ごとに、当該営業年度の開始後三月以内に、機構に対し、大蔵省令で定める書類を提出して、保険料を納付しなければならない。

2 機構は、保険事故が発生したときは、前項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、当該保険事故に係る金融機関の保険料を免除することができる。

### (保険料の額)

第五十一条 保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の直前の営業年度の末日における預金等（外貨預金その他の政令で定める預金等を除く。）の額の合計額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率（以下この条において「保険料率」という。）を乗

じて計算した金額とする。

2 保険料率は、長期的に保険料収入が保険金を償ふように、かつ、特定の金融機関に対し差別的取扱いをしないように定められなければならない。

3 機構は、第四十二条第一項の資金の借入れをした場合において、その借入金をつみやかに返済することが困難であると認められるときは、委員会の議決を経て、保険料率を変更するものとする。

4 機構は、保険料率を定め、又はこれを変更しよとするとときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

5 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る保険料率を公告しなければならない。

(延滞金)

第五十二条 金融機関は、保険料をその納期限までに納付しない場合には、機構に対し、延滞金を納付しなければならない。

2 延滞金の額は、未納の保険料の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十・四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

(保険金の支払)

第五十三条 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る預金者等に対し、その請求に基づいて、保険金の支払をするものとする。

る。ただし、第一種保険事故については、機構が第五十六条第一項の規定により保険金の支払をする旨の決定をすることを要件とする。

2 前項に規定する保険事故には、当該保険事故が発生した金融機関につき、その発生した後(同項ただし書の規定が適用される場合には、機構が同項ただし書の決定をした後)に当該保険事故に関連して他の保険事故が発生した場合における当該他の保険事故(第五十七条第一項第二号において「関連保険事故」という。)を含まないものとする。

3 第一項の請求は、第五十七条第一項又は第三項の規定により公告した支払期間内で行なわれなければならない。ただし、その支払期間内に請求しなかつたことにつき災害その他やむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

(保険金の額)

第五十四条 保険金の額は、一の保険事故が発生した金融機関の各預金者等につき、その発生した日において現にその者が当該金融機関に対して有する預金等(外貨預金その他の政令で定める預金等を除く。)に係る債権のうち元本の額(その額が同一人について二以上ある場合には、その合計額)で、前条第一項の請求があつたものに相当する金額とする。

2 保険事故に係る預金者等が次の各号に該当する場合におけるその者の保険金の額は、前項の

規定にかかわらず、同項の規定による金額から当該各号に掲げる額を控除した金額に相当する金額とする。

一 当該金融機関に対して債務を負つており、その債務の額

二 当該金融機関に対して第三者のためにその預金等の全部又は一部を担保に提供しているとき。その担保に提供している預金等の額

3 第二項の規定による保険金の額が政令で定める金額をこえるときは、その金額を当該保険金の額とする。

(保険事故の通知)

第五十五条 金融機関は、当該金融機関に係る保険事故が発生したときは、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

2 大蔵大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

一 その監督に係る金融機関の営業免許の取消し又は解散の決議に係る認可をしたとき。

二 当該金融機関から預金等の払戻しの停止につき届出を受けたとき。

三 裁判所から破産法(大正十一年法律第七十号)第二百二十五条第一項の規定による通知を受けたとき。

(支払の決定)

第五十六条 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日から一月以内に、委員

会の議決を経て、当該各号の保険事故につき保険金の支払をするかどうかを決定しなければならない。

一 第一種保険事故に関して前条の規定による通知があつたとき。その通知があつた日

二 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故が発生したことを機構が知つたとき。その知つた日

2 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を大蔵大臣(当該決定が都道府県知事の監督に係る金融機関に関するものである場合には、大蔵大臣及び都道府県知事)に報告しなければならない。

(支払の公告等)

第五十七条 機構は、次に掲げる場合には、すみやかに、委員会の議決を経て保険金の支払期間、支払場所その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

一 前条第一項の規定により第一種保険事故に係る保険金の支払をする旨の決定をしたとき。

二 第二種保険事故(関連保険事故を除く。次号において同じ。)に関して第五十五条の規定による通知があつたとき。

三 前号に掲げる場合のほか、第二種保険事故が発生したことを機構が知つたとき。

2 機構は、前項の公告をした後に当該金融機関が破産の宣告を受け、又は当該金融機関につい

て和議開始の決定があつたときは、政令で定めるところにより、その公告した支払期間を変更することができる。

3 機構は、前項の規定により支払期間を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公告しなければならない。

4 前条第二項の規定は、第一項に規定する事項を定めた場合及び第二項の規定により支払期間を変更した場合について準用する。

(債権の取得)

第五十八条 機構は、保険金の支払をしたときは、その支払金額に應じ、預金者等が金融機関に対して有する当該預金等に係る債権(利息、収益の分配その他これらに準ずるもので政令で定めるものを除く。)を取得する。

(政令への委任)

第五十九条 この法律に規定するもののほか、この章の規定による保険に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 罰則

第六十条 第二十二條(第三十三條において準用する場合を含む。)の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四十六條第一項の規定による報告をせ

ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十六條第二項(第五十七條第四項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第六十二条 第三十七條第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第六十三条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して同条の刑を科する。

第六十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により大蔵大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第七條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十四條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第四十條に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

五 第四十一條の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかつたとき。

六 第四十三條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

七 第四十五條第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

第六十五条 第五十五條第一項の規定による通知をしなかつた場合には、その違反行為をした金融機関の役員は、三万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(経過規定)

第二条 機構の成立の際現に保険事故が発生している金融機関その他これに準ずるものとして政令で定める金融機関については、この法律の規定は、適用しない。

2 前項に規定する金融機関のうち、機構の成立の後にその業務又は事業及び財産の状況が再び正常になつたと認められるもので、大蔵大臣が指定するものについては、その指定の日から、この法律の規定を適用する。

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に預金保険機構という文字を用いている者については、第六條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 機構の最初の事業年度は、第三十八條の規定にかかわらず、その成立の日始まり、翌

年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 機構の最初の事業年度の予算及び資金計画については、第三十九條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

第六条 金融機関は、第五十條第一項の規定にかかわらず、機構の成立後一月以内に、機構の成立の日を含む営業年度において納付すべき保険料を納付しなければならない。

2 前項の保険料の額については、第五十一條第一項中「当該保険料を納付すべき日」とあるのは「機構の成立の日」と、「月数」とあるのは「月数のうち同日を含む月以後の月数」とする。

(関係法律の一部改正)

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中輸入組合(組合員に出資をさせないものに限る。)の項の次に次のように加える。

預金保険機構  
預金保険法(昭和四十六年法律第 号)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中輸入組合(組合員に出資をさせないものに限る。)の項の次に次のように加える。

預金保険機構  
預金保険法(昭和四十六年法律第 号)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「並びに小規模企業共済事業団」を、「小規模企業共済事業団並びに預金保険機構」に改める。

第十条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中第四十号の三を第四十号の四とし、第四十号の二を第四十号の三とし、第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二 預金保険機構を監督すること。

第十二条第一項中第六号の七を第六号の八とし、第六号の六の次に次の一号を加える。

六の七 預金保険機構を監督すること。

理 由

預金者等の保護を図るため、預金保険機構を設立し、金融機関の預金等の払戻しを保障するため、金融機関の業務を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

貸付信託法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十六年二月三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

貸付信託法の一部を改正する法律

貸付信託法(昭和二十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「産業投資」を「投資」に、「資源の開発その他重要な産業」を「国民経済の健全な発展に必要な分野」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 受託者は、貸付信託の信託財産を、もつぱら貸付け又は手形の割引の方法により運用しなければならない。

2 受託者は、前項の方法によるほか、支払準備その他の必要があると認められる場合には、貸付信託の信託財産を、有価証券の取得の方法により運用することができる。

3 前二項の規定は、貸付信託に係る信託契約の取扱期間中における当該信託契約に係る信託財産及び貸付信託の信託財産の運用上生じた余剰金については、適用しない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

最近における国民経済の推移にかえりみ、貸付信託の資金を供給する分野を改めるとともに、信託財産の運用方法として有価証券の取得の方法を追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長毛利松平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔毛利松平君登壇〕

○毛利松平君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、預金保険法案について申し上げます。

この法律案は、最近における銀行預金の大衆化の進展、経済の国際化に伴う経済環境の変化等の事態にかんがみ、預金者保護に万全を期するため、預金保険の制度を創設しようとするものであります。

すなわち、第一に、預金保険事業を行なう法人として、預金保険機構を設立する道を開くこととし、機構の資本金は、政府、日本銀行及び民間金融機関の三者がそれぞれ同額の出資をいたしますが、このうち政府出資については、四十六年度予算において一億五千万円を計上いたしております。

第二に、預金保険の対象となる金融機関は、普通銀行、信託銀行、長期信用銀行、外国為替銀行、相互銀行、信用金庫及び信用協同組合とし、保険金の額は、預金、定期積み金、掛け金並びに元本補てん契約のある金銭信託及び貸付信託について、各預金者ごとに合算した額としております。

す。この場合、一般大衆預金者の保護という制度の目的から、一定額を限度とすることとしたしております。

また、金融機関の納付する保険料については、金融機関の期末の預金残高を基礎とし、機構が大蔵大臣の認可を受けて定める料率により計算することとしたしております。

本案は、去る二月五日政府より提案理由の説明を聴取、同十七日質疑を終了し、同十九日採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対しましては、信用協同組合の検査、監督の充実、保険料を貸し出し金利の上昇に転嫁しないよう要望する附帯決議を付することに全会一致をもって決しました。

次に、貸付信託法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、

第一に、最近における産業構造の変化、資金需要の多様化に伴う国民経済的要請に即応するため、個人の住宅建設などのためにも融資を行なうことができるよう、資金の供給先に関し所要の改正を行なうこととしております。

第二に、貸付信託の信託財産の運用方法は、現行法では、運用上生じた余剰金を除き、貸し付け及び手形の割引に限られておりますが、支払準備の充実等に資するため、これに有価証券の取得を加えることとしたしております。

本案は、去る二月五日政府より提案理由の説明を聴取、同十七日質疑を終了し、同十九日採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対しては、個人、中小企業等に対しても貸付信託資金が円滑に供給されるよう要望する附帯決議を付することに全会一致をもって決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

自動車重量税法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(船田中君) 内閣提出、自動車重量税法案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣福田赳夫君。

〔内務大臣福田赳夫君登壇〕

○内務大臣(福田赳夫君) 自動車重量税法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府といたしましては、今次の税制改正の一環といたしまして、道路その他の社会資本の充実に資するべく、新たに自動車に對して、その重量に應じ、自動車重量税を課税することとしたものであります。

まず、課税の範囲等につきましては、道路運送車両法の規定により自動車検査証の交付等を受ける自動車及び使用の届け出をして車両番号の指定を受ける軽自動車を課税物件として、これらの自動車等の使用者に對し自動車重量税を課税することにいたしております。

第二は、税率であります。自動車検査証の有効期間が二年とされる自動車については、乗用車は車両重量〇・五トンごとに五千元、その他の自動車は車両総重量一トンごとに五千元、二輪の小型自動車は三千元とし、自動車検査証の有効期間が一年とされる自動車については、乗用車は車両重量〇・五トンごとに二千五百円、その他の自動車は車両総重量一トンごとに二千五百円、二輪の小型自動車は千五百円とし、軽自動車については、一回限りの負担として、三輪以上の軽自動車は七千五百円、二輪の軽自動車は四千元とするこ

とにいたしております。

第三に、自動車重量税の納付につきましては、自動車検査証の交付等を受ける際に、原則として、自動車重量税印紙を所定の書類に張りつけることにより行なうことといたしておりますが、特別の事情のある場合には、国税の収納機関に現金で納付した領収証書を所定の書類に添付することにより行なうことができることといたしております。

なお、自動車重量税の収入額の四分の一は、市町村の道路整備のための財源として、自動車重量税と税法案の成立をまつて、市町村に譲与することといたしております。

以上、自動車重量税法案の趣旨について御説明申し上げた次第であります。(拍手)

自動車重量税法案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(船田中君) ただいまの趣旨説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。藤田高敏君。

〔藤田高敏君登壇〕

○藤田高敏君 私は、日本社会党を代表し、ただいま提案になりました自動車重量税法案に對し、以下、幾つかの観点から、佐藤総理並びに関係大臣に質問をいたします。

まず、第一にただしたいことは、この自動車新税

は、佐藤総理が強調されている高福祉高負担とどのような関係にあるのかということであり、この自動車新税は、高福祉を犠牲にして、高負担のみを国民大衆に強要し、税負担の増大と、その不公平をますます拡大する代表的な施策だと思っておりますが、佐藤総理の見解をまずただしたいのであります。

おおよそ、平年度において千二百五十億円にも及ぶ税負担の増大を新税に求める場合、責任ある政府の取るべき態度とその施策は、まず何をなすべきでありましょうか。それは、第一には、歳入面において、現行税制の合理的な改廃により、國民に新たな負担を加重しない対策があるか、いかにして、まず検討をすべきであります。第二は、歳出面において、生活上と福祉増大に直結しない非生産的な財政支出は、これを大胆に削除、削減することではなからうまい。

しかるに、この新税はどうでしょう。四十六年度初年度分においては、地方譲与分を含め四百三億円、四十七年度以降平年度分では一千二百五十一億円の財源は、以上指摘した立場からの検討はもろろのこと、現行八種類に及ぶ自動車関係諸税との体系的な再検討も不十分なまま、しかも伝えられるところによれば、一見、政治的取引の手段に使われたと見え見られる経過の上に提案されていることは、きわめて遺憾であります。

政府は、所得減税においても、口では減税を強調しながら、その中身は、一方では納税人員を百

五十六万人もふやし、一方では税制調査会の指摘をまづまでもなく、自然増収一兆五千億円に對して、所得減税三千億円程度は、やろうとすれば十分やれるにもかかわらず、その半分の一千六百七十四億円のミニ減税しか行なっておりません。

この自動車新税の場合にも、現行税制の適切な改廃によつて、自動車新税の財源に見合う程度のもものは、たちどころに求めることができるにもかかわらず、それには十分な手を触れようとしなないのは、一体どういふことなのか。税制上の具体策だけでもたくさんあるではありませんか。

その第一は、法人税の改正をやるべきであります。アメリカや西欧諸国に比較して平均五%も低い優遇措置を依然として存続しているが、これを欧米諸国並みの水準にまで引き上げるべきであります。

その第二は、大企業に對する至れり尽くせりの租税特別措置をやめるべきであります。たとえば、現在四十六億ドルもの外貨を保有する輸出振興税のごとく、その政策目的がすでに完了しているものや、期限が到来している特別措置はもちろんのひんしゅくと批判的になつてゐる、所得減税額の六倍にも匹敵する一兆円交際費に對する税制上筋の通らない特別優遇措置を、根本的に改革すべきであります。

一方では、まじめに働く勤労者が、血の出る思いで税金を納めているとき、会社の重役や一部の

社用族は、ほとんど無税で料亭やキャバレー等で交際費課税の恩典に浴し、さらに、汚職政治の根源にさへなつてゐる政治献金の根を断ち切るための当然の対策すら取り上げず、新税を創設するがごときは、一体これまた、どういふことなのか。どう考へても政治の良心が許しません。利子配当の継続措置についても、全く同じことが言えるのであります。

さらには、歳出面でも、防衛軍事予算を昨年より一十億円も急増さし、国庫債務負担行為と継続費を合算すれば、実質的には全國民の全社会保障費にも匹敵する、一兆四百億円にも及ぶ巨額の軍事防衛費を予算化しながら、新税を國民に向かつていかに弁明しようとも、國民はとうてい納得することができません。

政府は、以上指摘した諸税制度及び諸施策の総点検と洗い直しの上、この自動車重量税法を撤回すべきであると考えますが、佐藤総理並びに大蔵大臣の見解をただすものであります。(拍手)

次に、私は、自動車新税それ自体の立場から考へても、この新税には、あまりにも問題が多過ぎると考えます。

自動車保有者には、現在国税、地方税で八種類の税金がかかれており、たとえば小売り価格五十五万円程度の自動車を購入し、月平均千六百キロ程度走行させると、自賠責強制保険料を含め、五年間で新車購入費に匹敵する税金を取られております。五年間で購入価格に匹敵する税負担をして

いる耐久消費財は、ほかにはないのではないでしようか。特にガソリン税の負担率五七・四%のごときは、清酒、ゴルフ道具、ダイヤ指輪、毛皮コート等々に比べても、相当高いものであります。

このような現状の上に、自動車だけをねらい撃ちする新税構想は、税負担公平の原則からも再検討の要があり、法制化とその実施は見送るべきであると考えますが、佐藤総理並びに大蔵大臣の見解をお尋ねいたします。

次に、私は、今回のこの新税づくりの財源計画の根拠とその政策目的がどこにあるのか、理解に苦しむものであります。

なぜならば、政府の法案制定の数字的根拠は、第六次道路整備五カ年計画十兆三千五百億円に基礎を置いてゐるようでありますが、この建設省の策定では、国費、地方債、財投を含めて約一兆円の財源不足になるので、この道路整備計画実現のために自動車新税をつくるといつております。

しかし、一方、政府が計画している新経済発展計画試算によれば、自動車保有台数の策定のしかたにも相違があると思ひますけれども、財源は逆に二千三百億円の余裕があることになっております。また、新聞報道等によれば、通産省においても財源上の問題はないといつております。同じ政府機関でありながら、Aは不足するといひ、Bは何とかなるだろうといひ、Cは余裕があるといひ、このような無定見な見解の相違があるのでは、いずれ

を信頼してよいかわかりません。政府の統一見解は何を根拠にしているのか、福田大蔵大臣から明確に答弁してもらいたいのであります。

このように、計画策定上においても重大な問題点があると同時に、一体この財源を何に使うのか、その範囲はきまつてあまいであります。

現行八種類に及ぶ自動車関係の税金は、国道、地方道を含む道路整備オンリーに使われております。この自動車重量税の財源は、道路その他社会資本の充実という名のもとに、国鉄や地下鉄、さらには空港や港にまでこの財源を使う計画を持っているようでありますが、だとすれば、現実には自動車を持ち、高い税金を取られてゐる者は、とうてい納得できないのみならず、新税目的からしても、道路財源にしぼるべきだということになります。この点について政府はどのような見解を持たれておられるのか、承りたいのであります。

また、かりに総合交通政策の名のもとに、この限られた財源を道路を中心に、国鉄、地下鉄に回す場合、自動車や道路に直接関係の深い、たとえば今回の自動車新税創設にあたって、厚生省からは自動車公害防止対策費として、警察庁からは交通整備対策費として予算要求があったといわれておりますが、客観的には、これらの財源にこれを優先的に使うことのほうが、政策上新税目的に合致する場合、どこでどのように筋を通して境界線を引くのか、現在及び今後にわたつて非常にむずかしい問題が発生し、かつ発生して行くと思ひま

すが、どうでしょうか。

このように、政策目的においても、財源使用のあり方においても、十分な論議と交通整理のできていないままこの法案を国会に提出すること自体、不見識のそしりを免れません。総理並びに大蔵大臣の見解を承りたいのであります。(拍手)

次に、私は、この自動車新税の創設に関連して最も憂慮にたえないことは、新税創設の連鎖作用として、すでに、タクシー業界から料金的大幅値上げの要求が具体的に生まれ、これがひとりタクシードライバー、バス、トラック等の公共料金の値上げに発展し、それがさらには、総合的な物価上昇につながることであります。

ただでさえ、佐藤内閣の物価政策の無策と怠慢によって、年間七割以上にも及ぶ物価上昇により、国民生活は非常な脅威を受けております。さらにこの自動車新税を断行すれば、政府の音頭とにより、大幅物価値上げは必至だと断定します。佐藤総理は、責任をもってこれを抑制する具体策を用意しているのかどうか。これが見通しとその対策について答弁を求めるものであります。

また、運輸大臣は、タクシー業界の料金値上げ要求に対し、二月十九日の新聞記事によれば、当分の間はその値上げを認めないと言っておりますが、この発言のニュアンスからは、過去の実績が証明しているとおり、一定の期間を待って、近く値上げしますということに、残念ながら受けとめざるを得ないのであります。かかる公共料金の値

上げは絶対に行なうべきでないと思いますが、運輸大臣の所見を承りたいのであります。

最後に、私は、もう一つだけ、どうしてもお尋ねしたいことがあります。

この自動車重量税法案は、佐藤内閣の全閣僚の一致したものととして政府が提案していることに、間違いはありませんか。そうだとすれば、お尋ねしますが、中曽根康弘代議士は佐藤内閣の閣僚ですか、それとも違いますか。

私たちの手元には、ここに持参しておりますとおり、昭和四十六年度の政府予算が決定したあとにおいて、昭和四十六年一月付の日付で、自動車重量税法案絶対反対の陳情書が届いております。

この中には、社団法人全国自動車協会会長中曽根康弘長官を先頭に、自民党の有力国会議員と目されている塚原俊郎代議士、伊能繁次郎代議士、細田吉蔵代議士、金丸富夫参議院議員等の名前が、各協会の代表者としてずらりと並んでおります。

佐藤内閣の閣僚が、公然と閣議決定に反対することは、たいへん勇気の要ることであり、さすがは防衛庁長官らしいところがあると考えますが、このようなことは、政党内閣制及び政党政治のためまえから許されるべきことでありましょうか。政党内閣制のためまえからいけば、閣議決定に反する言動をとる閣僚は、いさぎよく大臣を辞職して、堂々とその政策に反対するか、もしくはその団体の責任ある地位を退くか、二者択一の立場を

とるのが常識ではありませんか。(拍手)二足のわらじをはいたまま、閣僚の立場と自動車協会の責任ある立場とは別個であるというがごとき便宜主義は、断じて許されません。先般の小林前法務大臣といい、今回の中曽根長官の態度といい、かかる無責任政治が平気で行なわれるところに、国民は、政治に不信を抱くのであります。

かくのごとき閣内不統一の重要法案を、佐藤総理は、あえて国民に押しつけるお考えなのかどうか。中曽根防衛庁長官の責任ある言明と同時に、佐藤総理の、これまた責任ある所信をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕  
○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 藤田君にお答えをいたします。

自動車新税が高負担政策のあらわれと見るとは、妥当ではありません。国民所得に対する租税負担率におきまして、四十六年度は四十五年度のほぼ横ばいで推移するものと見込まれておりますし、先進諸国の負担率と比べても決して高負担というべき状態ではない、まずこのことをよく御認識いただきたいと思っております。

私は、新経済社会発展計画でも指摘しているように、社会資本の充実、社会保障の拡充等、政府の施策に期待される分野が次第に拡大されていくにつれ、国民の税負担はある程度上昇せざるを得ないものと考えますが、その中心にない手を自動車新税がつとめるものでないことは、これはよく

おわかりだろうと思っております。

次に、新税創設の前に歳入歳出面の合理化を行なうべきであるとの御意見でありましたが、政府としても十分の努力を払っているところであり、具体的に税制面において御指摘のあった幾つかの事項についても、現にこの一兩年顯著な改善を加えているものばかりであることは、藤田君もよく御承知のところと思っております。具体的には大蔵大臣からお答えをいたしますので、お聞き取りをいただきたいと思います。法人税あるいはその他の租税特別措置法、交際費課税等の問題は、大蔵大臣からお答えをいたします。

私がかように申し上げますのは、税制の合理的改廃を決しておろそかにしているものではないということをご理解していただきたいから申し上げたのでございます。歳出面におきまして、定員、機構の拡大を防ぎ、冗費を節約し、最も適切な予算の配分を考えたものであります。その上、今後より一そう社会資本の充実を進めていくためには自動車新税の創設が必要であると考えたものでありますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

この際、提案したばかりでありますものを直ちに撤回しろ、こういうお話であります。これら皆さま方の御審議をいただくのでありますから、政府はどうか御審議のほどをお願いいたします。撤回する考えのないことをこの機会にはつきり申し上げておきます。

次に、物価への影響がありますが、新税がバス、タクシー等の事業にとって当面新たなコスト増要因となることは否定できませんが、その程度は軽微でありますので、これを直ちに値上げの理由とすることは認めません。このことをはっきりと申し上げておきます。

最後に、中曽根君の問題についてお答えをいたします。私が申し上げるまでもなく、行政の最高責任はあくまでも閣議にあります。新税は閣議の十分な討議のもと、全員一致の賛同を得て決定されたものであります。誤解のないようお願いいたします。

以上、お答えいたします。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) まず第一に、高福祉高負担と自動車新税との関係いかん、こういうお話をさせていただきますが、私どもは高福祉はこれを大いに進めたいと思います。しかし、高負担はこれをねらっておるというわけではございません。しかし、高福祉政策を進める場合におきまして、どうしてもお金がかかる。そういうようなことで若干今後国民の負担が増加の傾向をとるということ、これはやむを得ない。こういうふうに考えます。

特に福祉社会を建設する上におきまして、社会資本の立ちおくれ、なかんずく交通関係の社会資本、この整備は喫緊の要務であるというふうに考えております。その立ちおくれを防止するために、

今回総合交通体系の財源、そういうような意味において自動車新税を創設した、かように御理解をお願いいたします。

次に、この自動車新税をやる前に、いろいろ税の面において検討すべき諸問題があるのじゃないか、そういうようなお話でございます。

第一は、所得税につきまして大幅な減税をいたすべきじゃないかというお話でございますが、これは、ただいまも御審議願っておりますように、四十六年度二千億減税、四十五年度におきましては三千億減税、こういうことを実行しておるわけでありまして。なお、これから物価の関係、経済の状況は動いてまいります。また国民の蓄積が非常に乏しい、そういうようなことを考えますと、所得税の減税政策はなお進めていきたい。藤田さんがおっしゃるように、一挙に大幅にというわけにはまいりませんけれども、安定成長を進めていきたい、かように考えております。

次に、法人税を欧米水準へというお話でございます。今日、わが国の法人税負担というものはかなり高い水準にあるわけでありまして、欧米水準に比べて決して低いということはありません。これをパーセントで言いますれば、地方税を含めるときに、わが国においては四五・〇四％、そういう負担です。ところが、イギリスは四二・五％であります。その他の国におきましては、フランス、ドイツ五〇％、アメリカにおきましては五一・六％、かなり高いところへ来てお

る。しかも今年度増税をしたばかりなんです。臨時増税をしたばかりなんで、この引き上げを行なうということは適当でない、かように考えております。

租税特別措置につきましては、これは藤田さんよく御承知のとおり、実際につきましたも四十六年度には是正をする、また利子配当につきましては、四十五年度税制においては是正を行なった。また、輸出税制におきましても四十六年度で見直しを行なり、こういうことでありますので、ひとつ御了承願いたいと思ひます。

それから、歳出面におきまして、防衛費がふえ過ぎるじゃないかというお話でございますが、しかし、防衛費は、一般会計の伸び率が一・八四％、そういう中において一七・八％の伸びであり、それから、予算の中におきましても七・一％のシェアである。また、GNPにいたしますれば〇・八〇という低さである。まあこの程度の自衛力はしょうがないんじゃないか、これは、国民大多數のものが御理解をいただいております。かように存じます。

それから、今回の自動車新税による収入を何に使うのかはつきりしないじゃないかというお話でございますが、これは一般財源に使うのであります。九兆四千億円の歳出に対する財源として、一般的にこれを充当する、そういうふうに御理解を願います。

それから、新道路計画の財源不足、これが、ま

まちな意見があるがというお話でございますが、これは、どうしても建設費などの要求省になりますと、大きなことを言います。しかし、これは、政府部内でのいろいろな意見がありまして、最終的には大蔵省が予算はまとめます。したがって、大蔵省の言う三千億余りの欠陥があるということ、ひとつ大蔵省の数字をお取り上げ願いたい、かように存じます。

この新税は、その新道路五カ年計画、その財源欠陥を補てんするところから発想いたしました。したが、しかし、道路のみならず、総合的に交通整備に充てたい、こういう気持ちでございます。これを撤回する考え方はございません。(拍手)

〔国務大臣橋本登美三郎君登壇〕

○国務大臣(橋本登美三郎君) 藤田さんにお答え申し上げます。

ただいま總理から答弁がありましたように、この自動車新税に伴つての値上げの考えは毛頭ありません。御承知のように、自動車運送事業の原価への影響力というものは、せいぜい千分の五程度であります。あるいはまた収入の面から、自動車等の、ハイヤー事業から考えますと、年間二百万円いし三百万の収入から見れば、五千円の支出増でありますからして、問題にはならないので、これはいよいよ値上げの理由にはなりません。

また、最近タクシーの料金値上げの申請があるが、運輸大臣は当分の間上げない、こう言ったが、当分の間とは何だという御質問であります。

当分は当分でありませうけれども、ただ、いま御承知のようにタクシー事業というものは、なかなかむずかしい問題が内部にあります。皆さんもたぶん同情しておられると思いますが、タクシー事業は非常に業上有利な事業でないことは、現在ではこれはもう皆さん御承知のとおりであります。しかしながら、事業自体が困難でありまして、これはいまの制度の上から見てどう検討していくべきかという大きな問題があります。と同時に、第二には、物価政策の上から、公共料金でありますからどう取り扱うか、こういう問題がありますので、慎重に、十分慎重に検討しなければ最終的な結論は出ない、かような意味で当分と申し上げたので、当分の間値上げする意思はありません。かように考えております。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇〕

○国務大臣(中曾根康弘君) お尋ねの件は、団体の意見を会長名で伝えたものと思えます。私は、自民党员として、党議及び閣議の決定に従うものであります。(拍手)

○議長(船田中君) 古川雅司君。

〔古川雅司君登壇〕

○古川雅司君 私は、公明党を代表して、ただいま提案された自動車重量税法案について、総理並びに大蔵大臣に対し若干の質問をいたします。私は、この自動車重量税法案ほど不明朗きわまる財源調達の方法はないと思うのであります。すなわち、一昨年自民党の一部からいわゆる自動車新税構想が提唱されました。その意図するところは、新道路整備五カ年計画の財源補てん及び国鉄、地下鉄建設などの財源とすることにあつたことは周知の事実であります。

その後、建設省、運輸省、自治省などから、それぞれの思惑を含んだ自動車新税案が提唱されたものの、最終的にでき上がった今回提案の法案は、最初の意図どおり、自動車の使用者から新たに税金を徴収して、道路建設、整備以外に、国鉄の赤字対策などにも充当できる可能性を含んでいるものであります。自動車の使用者から徴収する税金で道路整備の財源をまかなえばよいということに對してさき異論のあるところでありましたが、その上、国鉄の赤字対策にも充当できるとした含みがあることは、一体どういうことなのか、全く理解に苦しむところでありました。この点いかがでありますでしょうか。

また、この新税創設に際して議論されたことは、まず総合交通対策の確立が前提とされなければならぬということでありました。昨年暮れの新聞報道によれば、大蔵省は、政策としての総合交通体系が確立されていないことを理由に、この新税創設には難色を示していたとことであります。しかるに、今回あえて法案の提案に踏み切ったことは、とりもなおさず、政策よりも財源調達が先行したことを、そのためには、大衆課税の強化

に何のちゅうちよもないことをあからさまに物語っているものであります。こうしたやり方が、はたして正常なものであるといえるのかどうか、総理並びに大蔵大臣の所見を伺いたいののであります。

さらに、法案提出理由の要綱に、「道路その他の社会資本の充実に要請を考慮し」として、自動車重量税を課することとしたとしておりますが、「その他の社会資本の充実」とは具体的に何をさすのか、また財源をどのように振り向けるのか、明らかにしていただきたいと思ふのであります。

ところで、私は、わが国の社会資本が欧米に比較して立ちおくれていることから、早急にその充実をはからなければならぬこと、そしてそのために財源の必要なども十分に理解しているつもりであります。しかし、今回のように、自動車の使用者をねらい撃ちにした、小羊をねらうオオカミのごとき、安易な財源調達の手段が許されるものだとは思えないのであります。(拍手)必要な財源を生み出すためには、新税を創設する前に、まず財政収支の適正合理化をはかり、租税特別措置という減税措置を十分洗い直さなければならぬと思ふのであります。

政府は、昭和四十六年度予算案作成の中で、財政収支の適正合理化にどれだけの努力をしたのか。租税特別措置についても、多少の入れかえが行なわれただけで、実質的な改革は何ら行なわれていないではありませんか。政府は、過日の本会

議で、租税特別措置について、その四五％は中小企業及び一般大衆のための措置であると答弁をされました。これは裏を返せば、五五％が大企業のための減税措置であることを明らかにしたものであります。こうした点に何ら手を加えず、新税の創設に踏み切ったということは、とりもなおさず、財源調達にあたっては取りやすいところから取れという、国民大衆不在の姿勢を示すものであります。(拍手)こうした政府の姿勢が正当化されるならば、今後これが前例となつて、取りやすいものから次々と課税の対象とされていくおそれ十分にあるといえるのであります。総理は、この点どう考え、政治責任をどう感じているのか、お伺いするものであります。

次に、自動車重量税が課せられた場合、一般大衆がいかに過重な負担をしなければならぬか、私は総理に深刻に考えていただきたいのであります。

十年ほど前までは、勤労者、庶民にとっては車を持つことは夢でありました。しかし、今日では約四世帯に一台の割合に至るまで普及をいたしております。乗用自動車所有の所得階層を見ても、年間所得百五十万円以下が七二％も占め、中小所得のサラリーマンや農民が生活費を切り詰め、割賦販売によって購入しているのが現状であります。

同時に、税などの負担はかなり重く、ちなみに五十万円前後の小型乗用車を購入して五年間ほど

保有する間に、およそ四十四万円程度の高額な税の負担を負うことになるといわれております。この上さらに自動車重量税が課せられるならば、国民の重税感は一そうつのるばかりであり、大衆課税の強化につながる以外の何ものでもありません。(拍手)

さらに、私たちが危惧することは、この自動車重量税という新たな負担がバス、トラック、タクシーなどにも課せられる以上、それらを口実に輸送料金の引き上げが画策され、ひいては価格高騰となつて国民生活にいわ寄せされることは十分に考えられることでもあります。先ほど答弁で、そういった点は全く考えられないということでありましたが、すでに全日本トラック協会などの反対陳情の中にも、貨物運賃の高騰を刺激し、物価上昇の直接的原因になると述べられております。政府はこれらの動きについてどう考え、どう対処するのか、はつきりと見解を示していただきたいのであります。

ところで、政府は自動車重量税を創設するにあつて、その理論上の根拠が乏しいために、総合交通体系の樹立を急いでいるようでもあります。現在、輸送手段の基盤である鉄道、空港、港湾、道路について、それぞれの計画がきめられておりますが、総合交通体系の中で、これらのすてにある計画はどう位置づけられるのか、それとも無関係なのか。あるいは新たにいかなる内容を盛り込もうとするものなのか、当然お示しいただけるものと思

います、いかがでありましょうか。

また、総合交通体系に伴つて、四十七年度に特別会計を設ける方針を明らかにされております。その特別会計が創設された場合、自動車重量税を目的税とするのかどうか。さらに、特別会計にした場合には、その財源を、自動車ばかりでなく、航空機、船舶にも求めるべきなどとの意見も政府内にはあると聞いております。政府はどう考えているのか、この際、明らかにしていただきたいと思ひます。

最後に、自動車新税の構想が提唱されたとき、八種類にわたる自動車関係諸税を簡素化すべきだとの議論がありました。政府はこの点はどうか考えているのか、示していただきたい。と同時に、こうした議論の中には、この際、自動車関係諸税を一本化して、すべて国の財源とするため、現在地方の財源となつてゐる分を国に吸い上げる意図のようでもあります、あわせて政府の考えを示していただきたいと思ひます。

私は、今回の自動車重量税の創設こそ、いわゆる高負担へのはしりであり、大衆課税強化への第一歩であると感じざるを得ません。くどいようであります、総理が、この法案の提案を、断じて大衆課税の強化につながるものではないと言ひ切れるものであるならば、特にその点をはつきりとしておいていただきたいのであります。

以上の諸点について明快なる答弁を要求して、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 古川君にお答えをいたします。

まず、今回の新税について、課税の方法、税収の規模あるいはその使途等について種々検討いたしました結果、最も妥当な結論として、いま御審議を願うように提案した次第でございます。

また、総合交通政策の樹立が先決であるという意見も有力にありました。率直に申しまして、私も理想的にはそのように考えるのであります、一方において、道路を中心とする交通問題は年々深刻化し、その社会資本の充実は緊急の課題として国民一般から強く要望されている状況にあり、税制調査会におきましても新税を支援する意見が大勢を占め、政府としても新税創設に踏み切つたものであります。

また、新税は、自動車の所有者に対して、自動車のもたらす社会的コストに対する応分の負担としても適切な措置であり、単に財源調達の一助としてから先行したものではありません。十分この意義を考慮され、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

次に、新税のカバーすべき範囲として、道路整備計画以外のものとしては、交通安全施設、新幹線鉄道の整備などが考えられるものと思ひます。これは、現在の交通問題は、単に道路だけでなく、鉄道その他の異なる交通手段によつて統一的な観点から対処していく必要があるから、近き策

定される総合交通政策の一環として考えたからであります。ただ、来年度予算の編成にあたりまして、その使途を特定しているものでないことは先にも申し上げたとおりであります。御了承いただきます。

次に、新税創設の前に現行税体系の矛盾を洗い直すことが先決だとの御意見でありましたが、そのとおりであります。租税特別措置法につきましても、新しい政策目的を取り入れ、実情に即した適切な改正を予定したものであります。

また、新税は、普通の乗用車で年間五千円という負担でありますから、大衆課税の強化というほどのものではないと私は考えます。既存の自動車関係の各種税金と合せても、諸外国に比較して決して過大な負担とはなっておりませんし、自動車そのものが道路の建設、修繕をはじめ、道路混雑、交通安全、交通事故問題等、社会に多くの費用をもたらしつてゐることから見ましても、自動車所有者の十分の御理解と御協力を得られるものと確信してゐる次第であります。

また、物価に対する影響も、さきに社会党の藤田君にお答えしたとおり、極力そのはね返りを抑制してまいります。私は、むしろ長期的には、新税の創設によつて道路その他の社会資本の整備が進めば、流通コストの低減を通じて物価問題に寄与するところも大きいものと期待するものであります。

次に、総合交通政策についてであります、道

路、鉄道、海運、航空などの相異なる交通機関が一体として機能し合い、便利性、効率性、安全性等が確保されるよう、統一的な観点から最も望ましい総合交通体系を樹立すべく、目下鋭意検討中であり、長期にわたる交通需要の的確な見通しのもとに、総合的な交通機関別分担の考え方、交通機関別整備の方向を明らかにするためにたゞいま作業中であります。

次に、新税は、当面目的税としては考えておりませんが、今後の問題として、総合交通政策とその財源調達の方ととの関連のもとに、どのような形で育てていくべきか、なお十分検討したいと考えております。

その他の問題については、大蔵大臣からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) 古川さんにお答えいたします。

いろいろ古川さん疑問を提起されておりますが、この税のできましたいきさつから申し上げたほうがよからうかと思うのです。

この税は、昭和四十五年度予算におきまして、新道路五カ年計画が発足したわけでありまして、その新道路五カ年計画におきましては、この五年間を見通しますと、一般財源において三千億あまりの不足を生ずる、そういうことの御指摘もありまして、そこで、政府は、昨年の国会におきまして、四十六年度予算編成の際に、その対策を明らかに

にするということを皆さまにお約束を申し上げたわけでありまして。

そこで、一年間にわたって検討を続けた。ところが、いま御指摘のように、この問題を考えるにあたりましては、まず、先だって総合交通体制というものを打ち立てることが必要であらう、こういうふうな考えまして、この問題にも取りかかりました。これは残念ながら、ついに成案を得るに至らなかったわけでありまして。しかしながら、国会に対するお約束を、これを果たさないわけにもいかぬという考え方から、この自動車重量税という形のものを出し出す、こういうことになったわけでありまして、さういふ関係から、今回御提案をいたしました自動車重量税は、この段階では、あるいは特別会計方式でありますとか、あるいは目的税でありますとか、そういう具体的な考え方を固めておりません。それらは今後の検討問題とい

まして、一般財源としてこれを受け入れる、こういう考え方に落ちついた次第でございます。道路なんかにはいたしまして、自動車に非常に損壊率が高い、いわゆる社会負担をかけておる。そういう実態を見ますときに、軽微な自動車使用税というべきものをお願いする。これは先ほど総理からお答えがございましたが、これから道路政策を進めていく、その他の対策を進めていく、そういうふうになりますことを長期的に見るときには、かえってこれは大いに裨益するところがあるのであるまいか、さうに考えております。

それから古川さんは、この税を提案する前に、特別措置その他諸問題について洗い直しをすべきではなかったかというお話でございますが、これは先ほど藤田さんにもお答えしたところでありますが、逐次洗い直しをやっておるわけでありまして、四十六年度予算におきまして、関連して税法の改正案を御審議願っており、これで御了承を願いたい、かように存じます。

次に、自動車税等による収入を、鉄道などの他の目的に充てるのかというお話であります。気持ちといたしますと、これは新道路五カ年計画のためのところとで発足をした、そういうようなことなので、道路その他の交通ということを考えております。おりますけれども、先ほど申し上げましたように、今日の段階におきましては、これを一般財源として受け入れる、今後総合交通体制を策定した上におきまして、その帰属をなお慎重に検討する、かように考えておるのであります。

次に、複雑な自動車に対する諸税を統合すべきではないか、こういうお話でございますが、確かに自動車に対する税、これは非常に複雑でございます。これは今後の検討問題である、かように存じます。(拍手)

○議長(船田中君) 竹本孫一君。

〔竹本孫一君登壇〕

○竹本孫一君 私、民社党を代表して、ただいま趣旨説明のありました自動車重量税法案について、佐藤総理並びに関係大臣に若干の質問をいたしたいと思ひます。

およそ税金は、国民の負担と犠牲を要求するもので、すべての新税は悪税であると言った学者もあるくらいでございます。シャウブ税制創設のシャウブ博士は、わが国税庁のある高官に、あなたはパブリック・エネミー・ナンバーワン、公衆の敵第一号であるという呼びかけをされたこともあつたのであります。したがって、新税の創設は、この国民大衆の敵意と反感と恨みを買い得ないよう、きわめて慎重でなければならず、断じて思いつきであつてはならないのであります。

しかるに、今回の自動車新税は、租税の大原則であります公正の原則、すなわち課税の普遍性と平等性の原則をじゅうりんし、全く安易なる財源対策に終始したものと断言せざるを得ないのであります。

まず第一は、新税の反社会的性格であります。御承知のように、今日自家用車は、国民生活の必需品であります。自家用車を保有する勤労者は、年所得百五十万円以下の者が所有者の七十数%を占めておりまして、自家用車はいまやぜいたく品ではなくて、国民大衆の足であり、生活必需品であります。しかも、これらの人々は、現在すでに、先ほどお話のありましたように、入つた税目に及ぶ税負担をいられておりまして、大

衆車クラスでも年間約十萬円の負担をいたしておるのであります。わが国経済の高度成長をささぐておるまじめな勤労大衆にとって、これは国家権力のひとつの挑戦と言つても過言ではないと思ひます。(拍手)「信なくんば立たず」と申しますが、私は、政治への不信感をいよいよ拡大するやうした悪い税金を、一部の政治家の思ひつきによつて創設せんとする佐藤内閣の政治的姿勢に、国民大衆の名において抗議したいと思ひます。

また、中小企業におきましても、自動車保有する企業は全体の八〇%以上を占めております。中小企業の企業活動にとつては、自動車は必要不可欠のものであります。いま御承知のように、金融引き締め、労働力の不足、重税、大企業の圧迫、自由化と特恵関税等々、中小企業を苦しめる悪条件が山積をいたしております中で、これらの中小企業のための新しい予算はわずかに五百七十九億圓。しかも、いまここにその企業活動の足を押える自動車新税を創設するということは、全く中小企業に対しては愛情と誠意の片りんをも認めることができないのであります。政府はいかなるお考えでございませうか。

さらに、旅客の輸送や物資の運送のいずれの面におきましても、自動車による輸送が年々増加してまいりまして、鉄道輸送を大きく上回つており、内陸では輸送部門の第一位を占めておることは御承知のとおりであります。およそ経済は生産に始まつて消費に終わりますけれども、いずれも

流通過程を通じてのみその目的を貫徹するものであります。したがって、流通過程の簡素化、合理化、能率化は、いまや経済政策最大の課題であります。それだけに、この流通過程に新税をもつて臨むということは、確かに一つの思ひつきではありましよう。しかし、それこそ一理あつて九理足らざる単なる思ひつき以外の何ものでもないといわなければなりません。これが輸送コストの上昇を招き、ひいては他のあらゆる物価の上昇をも引き起こすことは、火を見るよりも明らかであります。このやうな自動車新税の持つ数多くの矛盾と反社会性について、政府はいかにお考えになるか、お伺ひしたいのであります。

第二に、現在の自動車につきましても、すでに保有と消費と、その両方から課税をされておりました。新税を創設する余地は全くないのであります。つまり、自動車保有については、自動車取得税、自動車税、軽自動車税、消費につきましても揮発油税、石油ガス税、地方道路税、軽油引取税といったやうなものが課せられておりました。これに物品税を入れますと八税目の多きに及んでおられます。

今日、自動車関係諸税の税収額は、昨年度で見ましても、国と地方を合わせますと一兆二千億圓の巨額に達しております。このことは、有料道路を除いた道路建設資金の大体全額を、すでに自動車関係者は負担しておることでもあります。自動車利用の関係者の税負担は、おおむねこの辺が限界であります。もしそれ以上の財源を求めようとするならば、それは一般財源からこれを補うべきでありましよう。わが国は、昨年度でも、全体の道路財源について一般財源の占める割合は、わずかに一二%であります。これは欧米並みの二〇%くらいまでに引き上げることが必要であらうと思ひますが、政府のお考えをお尋ねいたしたいと思ひます。

第三に、新税の目的がはっきりいたしておりました。地方税分は道路整備財源としておりますけれども、先ほどもお話のように、国税は一般財源とされております。その結果、新幹線、地下鉄、国鉄赤字線などへの配分も行なわれようといったしております。

第四番目は、建設公債の問題であります。政府・自民党は、昭和四十七年度以降においては、自動車新税の規模の拡大に伴う総合交通特別会計の設置をもくろんでおられるやうであります。そしてその財源の半ばは、道路以外に使用するというお考えのやうであります。しかしながら、道路建設、鉄道、新幹線などの社会資本の充実を、今日の自動車の利用者だけに偏して負担をさせるということは根本的な間違いであります。

一体、政府の総合交通政策というものは、いついかなる形でまとめ上げるお考えでありますか、政府の基本的な構想を伺ひたいと思ひます。また、これらの基本構想や総合政策があつてこそ、その財源措置が考えられるべきであります。今回は

基本構想よりも先に財源措置が考えられておる。

これでは順序が逆ではありませんか。目的と構想ははっきりしないけれども、取れるだけとりあえず取っておこうというときは、政府の態度としてまことに遺憾に存します。これは大政治家の態度ではなくて、単なるタックスコレクター、徴税官吏の行政措置的発想であるといわなければなりません。まず七〇年代の総合交通政策のビジョンを強く描くべきであります。そのビジョンを受けとめる財源措置として、むしろ建設公債を発行すべきであります。政府は、この際、七〇年代の豊かな日本、住みよい社会建設のために、社会資本を思い切って充実するお考えはないか。その考えを実現するためにはむしろ向きの赤字公債や、思いつきの新税方式ではなく、堂々と前向きな建設公債の発行に踏み切るべきであらうと思いますか、お考えはいかがでありますか。

同時に、この建設公債は、特別有利な条件をつけることによって、その消化を日銀引き受けによるのではなく、国民大衆の協力を仰いで、一方には国民の貯蓄と蓄積を増大して昭和元祿の情性を一掃するとともに、他方には大衆の巨大なる購買力を建設的に方向づけることによって、今日の困難な問題である物価の安定にも資するお考えはないか、お伺いをいたしたい点であります。

最後に、以上の観点に立つて、今回の自動車重量税法案は私どもやはりこれは撤回すべきであると思いますが、政府はその意思を先ほどもお述べ

べになりましたけれども、撤回する意思はないというお話でございましたけれども、さらに重ねてお伺いをいたしたいのであります。特にこれからの国会審議の過程を十二分に尊重するお考えはあるかないか、お尋ねをいたしておきたいと思ひます。

「偉大なりとは方向を与えることである」ということばがあります。七〇年代は、六〇年代の延長線上においては、物価の問題も、公害の問題も、財政硬直化の問題も、何一つ解決ができるとは思われません。政府は、いまこそ思いつきの政治をやめて、哲学と理想に基づく雄大なビジョンを打ち出すべきであります。このビジョンを裏づける財政の抜本的改革に取り組むべきであります。こうした高い次の政治の観点から見ると、三百億円の自動車新税はまことに片々たる思ひつきにすぎません。もしこれが、またやがては一兆円にもなんなんとする大衆課税をねらうものであるとしますならば、それこそ初めは処女のごとく、きわめてしとやかな形で出てまいりますけれども、最後には一兆円の大衆課税をねらうということであれば、全く国民をだまして行なおうという大衆欺瞞の悪い政治であるといわなければなりません。(拍手)

私は、佐藤内閣が、この際高い精神と雄渾なる構想のもとに、この思いつきの自動車新税を撤回して、大きく出直されんことを切望いたしました私質問を終わるものであります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕  
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 竹本君にお答えをいたします。

現在の自動車と交通問題との関連、あるいは今後ますます増大する交通関係の社会資本の充実のために、自動車の重量に着目した新税を創設することが最も適切であることは、各方面の御審議の過程で、期せずして一致した結論であります。私は、交通問題の深刻さと重要性は、自動車の所有者が最も痛切に感じておられることと思ひます。私で、その十分な御理解と御協力を得られるものと確信いたしますが、この制度の発足を十二月一日としたのも、この間、さらに国民各位の御理解を深めることが必要と考えたからでもあります。

また、申すまでもないことながら、新税法は、十分この国会において御議論願うことでもあり、国家権力の乱用などは決してあり得ないことをまづ申し上げておきますから、御遠慮なしに御審議のほどお願いいたしておきます。

また、新税は、自動車の使用が社会的にもたらしている社会的コストに着目したものであり、既存の自動車関係の各種制度では、御指摘のようにカバーできないものであります。決して課税公平の原則に逆行するものではないことを御理解願ひたいと思ひます。

次に、新税は大衆課税ではないかとお尋ねでありましたが、さきに公明党の古川君にお答えしたとおり、大衆に重い負担を課するものとは私

考えておりません。交通問題の現状から見ても、新税の創設こそ最も公平であり、かつ、その負担は、必要最小限度の適切なものであり、勤労者の方にも、中小企業の方々にも、十分御協力の得られるものと考えております。

また、物価高を誘発しないかとの御質問も、すでにお答えしたとおり、新税が物価高につながることは厳に抑制してまいります。

次に、道路財源は一般財源から調達せよとの御意見でありましたが、一般会計として応分の負担をすることは申すまでもありません。また、建設公債についても、最終的には一般財源の負担に帰するものであり、道路財源を特定財源にのみ期待するものでは毛頭ありません。しかしながら、新しく発足する第六次道路整備五カ年計画等の巨額の財政需要をまかなうためには、新税の創設がどうしても必要であるとの結論に達したものであります。

新税は、本来総合交通政策が樹立されてから創設されるのが理想的ではありますが、道路整備計画の財源問題は、すでに四十二年度以来の懸案でもあり、また、第六次道路整備計画の財源措置も、緊急に固めていく必要があることから、今回関連法案を提案申し上げた次第であります。総合交通政策については、古川君にもお答えしたとおり早急に検討を進めてまいります。

なおまた、すでにお答えをしたことではありますすが、重ねて撤回を要望するとの御意見でございます

ましたが、まず今日からどうか御審議なさいますよう重ねてお願いをいたしまして、私、撤回はしないということをはっきり申し上げておきます。

以上、お答えいたします。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) 竹本さんにお答え申し上げます。

今度の新税は、自動車に対して各種の複雑な税がかかる、自動車を税でがんじがらめにするのではないかという批判は免れぬというお話でございます。確かに自動車に対する税は非常に多様であります。確かに、あまりかつかうはよくないと思っております。今後これが簡素化につきましては検討をいたしたい、かように考えておりますが、今回の自動車新税は、さらばといって重複をいたしておるものではないのです。今度は初めて重量に対して課税をする、こういうようなことに相なりますので、重複はないということだけを御承知お願いたしたいと思います。

また、自動車や、自動車に関係するガソリン、こういうものに対する課税が非常に過酷ではないか、こういうようなお話でございますが、これは国際水準から見まして、わが国の自動車やあるいはガソリンに求めるところの税負担、これは決して高いわけではございません。まあ中どころいなどころになつておるわけでございますが、今回の新税も、自動車、大体平均いたしますと約年五

千円、また貨物自動車におきましては、これが一万円という程度のものであります。これで交通総合対策が大いに進むということであり、国民も御理解を賜わるものである、かように存する次第でございます。

また、新税の使用目的は道路に限るのか、それ以外のものにも及ぼすのかというお話でございますが、これは先ほども申し上げましたが、一般財源としてこれを使用するつもりでございます。ただし、総合交通体系が整いました上は、それに見合ひまして、あるいは目的税といたしますとか、あるいは特別会計制をとりますとか、さようなものについて検討をいたしたい、かように考えておるのであります。

最後に、竹本さんは、御持論の建設国債論を展開されましたが、公債は、これは最も安易な財源調達の方法だと私は考えます。いま竹本さんは、新税はばかに安易な方法だといって批判されましたが、公債こそ最も安易な財源調達の手段であります。公債につきましては、私は、これはもういつも言っているのです。これは劇薬である、使ひ方によつてはいい効果も発生いたしますけれども、この使用方法をあやまちますと、日本経済を壊滅させるようなことになるかもしれぬ、こういうことを言つておるのであります。これは、そういう意味合いにおいて、絶対に反対だという

ような考え方はありませんけれども、この公債政策の運用は、それをいかなる時点で、いかなる方法で執行するか、これは慎重の上にも慎重を期さなければならぬ、さような考えをとつておるのであります。(拍手)

方法で執行するか、これは慎重の上にも慎重を期さなければならぬ、さような考えをとつておるのであります。(拍手)

○議長(船田中君) 小林政子君。

〔小林政子君登壇〕

○小林政子君 私は、日本共産党を代表して、自動車重量税法案について若干の質問をいたします。

政府は、この新税について、激増する自動車の交通や新たな全国的な交通対策のための新しい構想であり、また、自動車利用者が道路整備のための費用を負担するのが当然であるとしたしております。

しかし、この新税で第一に問題なのは、これが国民生活にどのような影響を及ぼすかという点でございます。

周知のように、現在、自動車に対して、物品税、自動車取得税、自動車税等が一台当たり自家用車八万円から九万円、営業用トラック約五万円が課税され、さらにガソリン税六一・七％、軽油引取税五〇・九％、これらが道路財源としてかけられております。その上にこの新税が加えられるのであります。その上から、これは現在、自動車が一千七百万台をこえ、国民生活に必要欠くべからざるものとなつてゐる状況から、明らかに大衆課税であると同時に、重税であるといわなければなりません。(拍手)本年度の所得税減税は、一千六百億円といわれますが、物価の上昇と名目所得の増加によつ

て、かえつて増税になることはこれは明らかでございます。しかも、四十六年度に、この新税で四カ月間で四百億円、平年度千二百六十億円の大衆課税が行なわれるのであります。

その一方では、たとえば、現行の石油開発投資損失準備金制度を資源開発投資損失準備金制度に拡大し、石油をはじめ、銅、亜鉛、ニッケル、鉄鉱石、ウラン、原料炭、木材など、大企業のための海外資源確保に特別の減免措置を強め、大企業への特権的減免税をますます手厚いものにしようとしています。

総理は、先ほどの答弁の中で、国民に重い負担を課すものではない、したがつて大衆課税ではないと答弁をされましたけれども、このような、大企業に減税し、国民には大衆課税を新たにかけることを、総理は当然だと考えておられるのかどうか、まず伺いたいと存じます。(拍手)

さらに、この新税のために、バス、タクシー、トラックなどの料金が一そう引き上げられることが予想されます。政府は、すでにバス料金的大幅な引き上げを認めましたが、この新税は、いま大問題になつてゐる石油輸入価格の上昇と相まつて、バス、タクシー、トラックの料金を一そう引き上げる口実をつくり出すおそれがあります。

現在、バスの年間旅客輸送量は、全交通機関の輸送量の約二〇％、トラック輸送量は、消費物資、原材料輸送の三六％に達しております。したがつて、この新税は、運賃や消費物資、原材料の

昭和四十六年二月二十三日 衆議院會議録第十号

自動車重量税法案の趣旨説明に対する小林政子君の質疑

一八四

価格引き上げの要因となつて、結局一般国民の負担に転嫁されることが明らかであります。まさに間接税大増徴への道を切り開こうとするものにはなりません。

そこで、佐藤総理にお伺いいたします。この新税の負担を、バス、タクシー、トラックなどの料金に転嫁し、料金を引き上げるといふことを許さない保証できるかどうか、明確な御答弁をお願いいたします。(拍手)

次に、新税と関連して、政府の交通政策について伺いたいと思います。

いま国民は、事故のない、安全で快適な、安い料金による交通機関の充実、強化を強く求めています。

ところが、都市への人口と資本の集中が進む中で、国民の足の確保については、ほとんどおぼろげにされてきました。運賃は絶え間なく値上げされる中で、殺人的なラッシュは続き、その上、東京をはじめ、公営の電車やバスは、政府の方針によつて撤去せざるを得ないように迫り込まれてきました。また、住宅難のために、職場から遠く離れた郊外に住まざるを得なくなった勤労者は、居住地と駅を結ぶバスが全くないか、あつても長い時間待たされたり、会社の一方的な運行計画等によつて悩まされております。

過疎地域でも例外ではありません。赤字を理由に、国鉄ローカル線の撤去、小駅の廃止や無人化が進められています。また、高知県の南部で営業

している高知県交通株式会社、経営上の行き詰まりを理由に、会社の解散をきめようとしていることにも見られるように、農山漁村住民の足も奪われつつあります。

こうしたことが、都市、農村を通じて、勤労者にマイカー保有を余儀なくさせているのであります。勤労者に、借金や月賦で高い自動車を買わざるを得ないようにしむけた上、今度は新税で新たに重い負担をかぶせる。これはまさに勤労者の生活を破壊するものといわざるを得ません。

わが党は、このような国民無視の交通政策を改め、国鉄や地下鉄、バスその他の大量輸送機関を中心とした、便利で安い料金の公共交通機関を維持・発展させることを強く主張するものでございます。(拍手)こうして初めて勤労者がマイカーにたよらなくてもよいようにできることは明らかでございます。

そこで、総理にお尋ねいたします。総理は、このような公共交通機関を充実し、勤労市民の通勤、通学、買いものなどの便利をはかる考案があるかどうか。そのため、地方自治体の公営交通機関や中小民間交通企業を援助するため、国家財政による適切な助成を行なう意思があるかどうか。また、公共交通機関としての国鉄ローカル線の撤去や小駅の廃止、無人化をやめるお気持があるかどうか。さらに、地方の中小バスなどの経営困難を国の大幅援助で解決し、地域住民の足と暮らしを守る意思があるかどうか。以上の点について、

明確にお答えをお願いしたいと思います。

最後に強調しなければならぬことは、この新税が、新全国総合開発計画に基づく交通ネットワークづくりの財源をすべて国民の負担で生み出そうとする新たな企てであるということでございます。

この新全総とは、十四年後の一九八五年には、市街地に全人口の七〇％を集め、また、青森県のむつ小川原湖、周防灘など全国十二の地区に、新たに巨大な規模の工業基地をつくり、一九八五年の工業生産を六五年の五倍をこえるようにするという計画であります。まさに大企業の大膨張のための産業基盤整備を基本としたものにはかなりません。こうした政策こそ、これまで交通事故を激しくし、大企業が全国に公害をばらまくのを許す原因をつくり出したといわなければなりません。

このような計画に基づく交通網の建設が、大企業奉仕を目的にしていることは言うまでもございません。実際に、たとえば道路についても、昭和四十六年度予算で見ると、新税による財源の過半二百億円以上が高速幹線道路、産業道路の整備に充てられる一方、市町村道の整備には百億円が予定されているにすぎません。こうした大企業優先、自動車優先の道路政策は、四十五年度から始まった十兆円をこえる巨額な投資を予定する第六次道路整備五カ年計画の基本になっているものでございます。

ところが、地方自治体が管理している地方道の

整備については、都道府県道の舗装率は二〇％前後、市町村道に至ってはわずか六％前後にしか達しておりません。しかも、自動車の急激な増加と市町村道などへの進入によって、住民が日常歩く道路での交通事故や排気ガス公害も年々ひどくなっているのをご存じです。総理は、盛んに国民の福祉や交通安全対策、公害対策などを強調しておられますが、住民の足元の道路、生活道路にではなくて、新全総に基づくこのような産業と自動車のための道路、これに重点を置き財源を回すということは、一体、福祉ということが言えるのかどうか。また、交通事故や排気ガス公害の大きな原因をなくしていくことができる自信がおりないのかどうか、明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

わが党は、国民にひどい災害をもたらす新全総と、それに基づく交通ネットワークづくり、新税による高負担の押しつけをやめることを強く要求するとともに、市町村道を含む地方道の整備のために、一般会計からの支出の増額や、ガソリン税の配分を根本的に変えるなど、財源の確保について検討すべきであると考えますが、その点について総理の見解をお伺いいたします。

わが党は、政府に対して、国民の足と生活を守るために必要な道路の整備、公共交通機関の充実、強化のための抜本的な対策を強く要求いたします。私の質問を終わりたいと思ひます。

(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 小林君にお答えいたします。

まず、自動車新税の国民生活に及ぼす影響であります。今回の新税は、自動車の使用者の負担を必要最小限にとどめるよう十分配慮を払ったものでありますので、国民に多大の負担をかけたものとは私は考えておりません。物価に及ぼす影響にいたしても、コストアップの要因となることは否定いたしません。その程度はきわめて軽微であり、直ちにバス、タクシー、トラック等の運賃引き上げの理由とはならないものと考えております。むしろ新税による社会資本充実の効果に着目していただきたいものと考えます。

次に、新税の用途についてお尋ねでありましたが、来年度予算の編成にあたりましては、目的税あるいは特定財源のように、その用途を特定したものではありません。しかしながら、新税が道路その他の社会資本充実の要請にこたえるために創設されたという経緯を勘案して、歳出面において、特に陸上交通関係の社会資本の充実がはかられたものであります。

なお、四十七年度以降の問題として、新税の用途を特定するかどうか、特定するとした場合にどのような方法をとるかとかは、総合交通政策との関連のもとに、今後の検討課題と考えております。

具体的に、僻地の交通機関はどうするかとか、

あるいは無人駅の処置はどうしてくれるとか、いろいろお尋ねがありました。いまのような基本的態度によりまして、それぞれの問題と取り組む考えてございます。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) お答えいたします。

私に對しましては、新税収入の使途いかん、この一点のようでありますが、これはいきさつから見ますと、先ほど総理からも申し上げましたように、道路などの交通政策に使用することになります。でございますが、結論におきましては、これを一般財源として受け入れたわけでありまして、つまり九兆四千億円の財源、歳入の一部といたしまして九兆四千億円の支出に充当する、こういうことでございます。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十七分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君  
大蔵大臣 福田 赳夫君

運輸大臣 橋本嘉美三郎君  
国務大臣 中曾根康弘君

○朗読を省略した議長の報告

(報告書受領)

一、去る十九日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和四十二年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置

(議席変更)

一、去る十九日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

二四 塚本 三郎君  
二五 麻生 良方君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

山口 敏夫君 野中 英二君  
野中 英二君 山口 敏夫君

外務委員

辞任 補欠

西中 清君 瀬野栄次郎君  
不敏 哲三君 松本 善明君

瀬野栄次郎君 西中 清君

大蔵委員 松本 善明君  
不敏 哲三君

辞任 補欠

地崎宇三郎君 吉田 実君  
堀 昌雄君 辻原 弘市君

文教委員

辞任 補欠

野中 英二君 羽田 孜君  
堀田 政孝君 古内 広雄君

吉田 実君 地崎宇三郎君

羽田 孜君 野中 英二君  
古内 広雄君 堀田 政孝君

社会労働委員

辞任 補欠

島本 虎三君 阪上安太郎君  
古川 雅司君 渡部 一郎君

阪上安太郎君 島本 虎三君  
渡部 一郎君 古川 雅司君

農林水産委員

辞任 補欠

瀬野栄次郎君 西中 清君  
鶴岡 洋君 矢野 詢也君

西中 清君 瀬野栄次郎君  
矢野 詢也君 鶴岡 洋君

運輸委員

辞任 補欠

佐々木良作君 和田 春生君  
和田 春生君 佐々木良作君

昭和四十六年二月二十三日 衆議院會議録第十号 朗読を省略した議長の報告

## 通信委員

辞任

土橋 一吉君  
山口 善太郎君

予算委員

辞任

西宮 弘君  
原 茂君  
安井 吉典君  
矢野 絢也君  
渡部 一郎君  
竹本 孫一君  
松本 善明君  
阪上安太郎君  
長谷部七郎君  
山口 鶴男君  
山崎 誠君  
伊藤惣助丸君  
小川新一郎君  
栗山 礼行君  
不破 哲三君  
島本 虎三君  
藤田 高敏君  
大出 俊君  
堀 昌雄君  
後藤 俊男君  
古寺 宏君  
華山 親義君  
安井 吉典君  
石川 次夫君  
中谷 鉄也君  
沖本 泰幸君  
近江巳記夫君  
松本 善明君  
貝沼 次郎君  
大橋 敏雄君

補欠

谷口善太郎君  
土橋 一吉君

補欠

山口 鶴男君  
長谷部七郎君  
田邊 誠君  
伊藤惣助丸君  
小川新一郎君  
栗山 礼行君  
不破 哲三君  
島本 虎三君  
藤田 高敏君  
大出 俊君  
堀 昌雄君  
後藤 俊男君  
古寺 宏君  
華山 親義君  
安井 吉典君  
石川 次夫君  
中谷 鉄也君  
沖本 泰幸君  
近江巳記夫君  
松本 善明君  
貝沼 次郎君  
大橋 敏雄君

谷口善太郎君

石川 次夫君

中谷 鉄也君

貝沼 次郎君

阿部末喜男君

島本 虎三君

堀 昌雄君

米田 東吾君

大橋 敏雄君

桑名 義治君

古寺 宏君

栗山 礼行君

土橋 一吉君

谷口善太郎君

井野 正揮君

齊藤 正男君

山口 鶴男君

和田 春生君

松本 善明君

西宮 弘君

原 茂君

安井 吉典君

佐々木良作君

寺前 巖君

松本 善明君

米田 東吾君

阿部末喜男君

桑名 義治君

西宮 弘君

阪上安太郎君

堀 昌雄君

米田 東吾君

## 大蔵委員

辞任

平林 剛君  
貝沼 次郎君  
橋崎弥之助君  
近江巳記夫君

近江巳記夫君

補欠

橋崎弥之助君

平林 剛君

貝沼 次郎君

近江巳記夫君

補欠

近江巳記夫君

補欠

近江巳記夫君

補欠

近江巳記夫君

補欠

近江巳記夫君

補欠

近江巳記夫君

補欠

近江巳記夫君

補欠

近江巳記夫君

補欠

近江巳記夫君

補欠

近江巳記夫君

補欠

近江巳記夫君

補欠

近江巳記夫君

## 予算委員

辞任

辻原 弘市君  
原 茂君  
矢野 絢也君  
渡部 一郎君  
竹本 孫一君  
橋崎弥之助君  
相沢 武彦君  
小川新一郎君  
桑名 義治君  
松本 善明君  
平林 剛君  
細谷 治嘉君  
松尾 正吉君  
武部 文君  
中谷 鉄也君  
山本 政弘君  
岡本 富夫君  
岡本 忠助君  
松本 忠助君  
原 茂君  
細谷 治嘉君  
辻原 弘市君  
相沢 武彦君  
矢野 絢也君  
竹本 孫一君  
松本 善明君

補欠

辻原 弘市君

原 茂君

矢野 絢也君

渡部 一郎君

竹本 孫一君

橋崎弥之助君

相沢 武彦君

小川新一郎君

桑名 義治君

松本 善明君

平林 剛君

細谷 治嘉君

松尾 正吉君

武部 文君

中谷 鉄也君

山本 政弘君

岡本 富夫君

岡本 忠助君

松本 忠助君

原 茂君

細谷 治嘉君

辻原 弘市君

相沢 武彦君

矢野 絢也君

竹本 孫一君

松本 善明君

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

一、昨二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 内閣委員

辞任

補欠

鯨岡 兵輔君

赤澤 正道君

山口 敏夫君

松野 頼三君

赤澤 正道君

鯨岡 兵輔君

松野 頼三君

山口 敏夫君

## 法務委員

辞任

補欠

勝澤 芳雄君

阪上安太郎君

沖本 泰幸君

鈴切 康雄君

阪上安太郎君

勝澤 芳雄君

鈴切 康雄君

沖本 泰幸君

## 大蔵委員

辞任

補欠

中嶋 英夫君

細谷 治嘉君

細谷 治嘉君

中嶋 英夫君

## 文教委員

辞任

補欠

小林 信一君

原 茂君

原 茂君

小林 信一君

## 社会労働委員

辞任

補欠

小林 進君

辻原 弘市君

古川 雅司君

矢野 絢也君

寺前 巖君

谷口善太郎君

辻原 弘市君

小林 進君

矢野 絢也君

古川 雅司君

谷口善太郎君

寺前 巖君

## 農林水産委員

辞任

補欠

鶴岡 洋君

渡部 一郎君

渡部 一郎君

鶴岡 洋君

## 建設委員

辞任

補欠

井上 普方君

田中 武夫君

田中 武夫君

井上 普方君

## 予算委員

辞任

補欠

赤澤 正道君

正示啓次郎君

松野 頼三君

宇野 宗佑君

松崎弥之助君

久保 三郎君

西宮 弘君

堀 昌雄君

安井 吉典君

山口 鶴男君

鈴切 康雄君

沖本 泰幸君

竹本 孫一君

吉田 之久君

久保 三郎君

平林 剛君

阪上安太郎君

島本 虎三君

田中 武夫君

井上 普方君

堀 昌雄君

田邊 誠君

矢野 絢也君

近江巳記夫君

松本 善明君

青柳 盛雄君

山口 鶴男君

横路 幸弘君

近江巳記夫君

北側 義一君

北側 義一君

大橋 敏雄君

渡部 一郎君

岡本 富夫君

田邊 誠君

中村 重光君

## 平林 剛君

横路 孝弘君

相沢 武彦君

大橋 敏雄君

岡本 富夫君

吉田 之久君

長谷部七郎君

細谷 治嘉君

樋上 新一君

中村 重光君

原 茂君

坂井 弘一君

伊藤惣助丸君

中野 明君

寒川 喜一君

小林 信一君

芳賀 貢君

田中 昭二君

山田 太郎君

青柳 盛雄君

谷口善太郎君

島本 虎三君

辻原 弘市君

華山 親義君

古寺 宏君

金丸 徳重君

宇野 宗佑君

正示啓次郎君

## 芳賀 貢君

長谷部七郎君

樋上 新一君

伊藤惣助丸君

中野 明君

寒川 喜一君

安井 吉典君

華山 親義君

鶴岡 洋君

後藤 俊男君

小林 信一君

山田 太郎君

田中 昭二君

古寺 宏君

和田 春生君

原 茂君

松崎弥之助君

和田 一郎君

有島 重武君

小林 政子君

寺前 巖君

井野 正揮君

小林 進君

金丸 徳重君

瀬野栄次郎君

細谷 治嘉君

松野 頼三君

赤澤 正道君

## 井野 正揮君

井上 普方君

小林 進君

後藤 俊男君

有島 重武君

沖本 泰幸君

瀬野栄次郎君

鶴岡 洋君

和田 一郎君

和田 春生君

小林 政子君

寺前 巖君

井野 正揮君

齊藤 正男君

山口 鶴男君

鶴岡 洋君

松崎弥之助君

西宮 弘君

安井 吉典君

坂井 弘一君

井野 正揮君

齊藤 正男君

山口 鶴男君

鶴岡 洋君

## 阪上安太郎君

田中 武夫君

辻原 弘市君

西宮 弘君

坂井 弘一君

鈴切 康雄君

渡部 一郎君

相沢 武彦君

矢野 絢也君

竹本 孫一君

松本 善明君

谷口善太郎君

補欠

松崎弥之助君

西宮 弘君

安井 吉典君

坂井 弘一君

井野 正揮君

齊藤 正男君

山口 鶴男君

鶴岡 洋君

補欠

松崎弥之助君

西宮 弘君

安井 吉典君

坂井 弘一君

井野 正揮君

齊藤 正男君

(議案提出)  
一、去る十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。  
地方税法の一部を改正する法律案(華山親義君外五名提出)  
一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のと

昭和四十六年二月二十三日 衆議院會議録第十号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

おりである。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

(議案受領)

一、昨二十二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

最低賃金法案

一、昨二十二日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

以上二件 地方行政委員会 付託

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

勤労者財産形成促進法案(内閣提出第五五号)

海洋水産資源開発促進法案(内閣提出第五八号)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

農林水産委員会 付託

通信委員会 付託

環境保全基本法案(細谷治嘉君外七名提出、衆法第二号)

一、去る二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方税法の一部を改正する法律案(華山親義君外五名提出、衆法第四号)

一、昨二十二日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

最低賃金法案(小平芳平君外一名提出、参法第二号)(予)

一、昨二十二日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)(予)

改正する法律案(内閣提出第六八号)(予)

一、去る十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

環境保全基本法案(細谷治嘉君外七名提出)

一、去る二十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地方税法の一部を改正する法律案(華山親義君外五名提出)

預金保険法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、預金者保護に万全を期するとともに、信用秩序の維持に資するため、新たに、預金保険制度を創設することとし、よりとするもので、主な内容は次のとおりである。

(一) 預金保険機構

預金保険事業を行なう法人として、預金保険機構(以下「機構」という)を設立する道をひらくこととし、機構の組織、運営等の概要は次のとおりとする。

(1) 機構の資本金は、設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

(2) 機構に、役員として理事長一人、理事一人及び監事一人を置く。

理事長は、日本銀行副総裁をもつて充てる。理事は、大蔵大臣の認可を受けて理事長が任命する。監事は、大蔵大臣が任命する。

(3) 機構の業務の運営に関する重要事項を審議し決定するため、機構に、運営委員会(以下「委員会」という)を置く。

委員会は、金融に關して専門的な知識と経験を有する者のうちから大蔵大臣の認可を受けて理事長が任命する者七人以上並びに理事長及び理事をもつて組織する。

委員会の委員長は、理事長をもつて充てる。

(二) 預金保険

預金保険制度の概要は、次のとおりとする。

(1) 対象となる金融機関は、銀行、長期信用銀行、外国為替銀行、相互銀行、信用金庫及び信用協同組合とする。

(2) 保険金の額は、預金、定期積金、掛金及び元本補てんの契約のある金銭信託(貸付信託を含む)の元本の額を、各預金者等につき各金融機関ごとに合算した金額のうち、政令で定める限度をこえない金額に相当する金額とする。この場合において、当該預金者等が当該金融機関に債務を負つているときは、その金額を除外するものとする。

(3) 金融機関の納付する保険料の額は、金融機関の期末の預金残高を基礎とし、機構が委員会の議決を経て、大蔵大臣の認可を受けて定める料率により計算した金額とする。

(4) 保険金の支払の原因となる保険事故は、金融機関の預金等の払戻しの停止並びに免許の取消し、破産の宣告及び解散の決議とする。ただし、このうち預金等の払戻しの停止については、機構の支払を行なう旨の決定があることを要件とする。

(5) 機構は、公告した支払期間内に限り預金者等からの請求に基づいて、保険金の支払をするものとする。

二 議案の可決理由

最近における銀行預金等の大衆化の進展、支払手段としての地位の増大等にかんがみ、金融制度調査会の答申に基づいて預金保険制度を創設することは時宜を得た適切な措置と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

預金保険機構の資本金は、政府、日本銀行及び民間金融機関の三者がそれぞれ同額の出資をすることを予定しているが、このうち政府出資については、昭和四十六年度一般会計予算において一億五千万円を計上している。

右報告する。

昭和四十六年二月十九日  
大蔵委員長 毛利 松平

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

預金保険法案に対する附帯決議

政府は、預金保険制度の創設にあたり、次の点について十分指導を行なうべきである。

一 信用協同組合については、検査、監督等の充実を図ることによつて経営の一層の健全化を推進すること。

二 預金保険の保険料については、金融機関がそれを貸出金利の上昇に転嫁することがないよう

に十分指導すること。

貸付信託法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における産業構造の変化、資金需要の多様化に伴う国民経済的要請に即応するため、個人の住宅建設等のためにも融資を行なうことができるよう、貸付信託の資金を供給する分野を改めるとともに、支払準備の充実等に資するため、現行法では、運用上生じた余裕金を除き、貸付け及び手形の割引に限定されている信託財産の運用方法を改め、これに有価証券の取得を加えることとしようとするものである。

二 議案の可決理由

最近における国民経済の推移にかえりみ、貸付信託の資金を供給する分野を改めるとともに、信託財産の運用方法として有価証券の取得の方法を追加することは時宜に適するものと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

昭和四十六年二月十九日

大蔵委員長 毛利 松平

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

貸付信託法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、住宅建設、流通近代化促進等の趣旨に即し、個人、中小企業等に対しても貸付信託の資金が円滑に供給されるよう、十分指導を行なうべきである。

衆議院会議録第七号中正誤

ベ 段 行 誤 基準 正

二三 二 三 準基 基準

二四 一 末 いずれにして

二五 二 末 以下 以上

二六 一 二 兵器 武器

二七 四 九 子定 予定

二八 一 六 補欠補任 補欠選任

衆議院会議録第八号中正誤

ベ 段 行 誤 政策主段 正

二九 一 二 政策主段 政策手段

昭和四十六年二月二十三日 衆議院會議録第十号

一九〇

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定価 一冊 四十円  
(送料共)  
所 行 發  
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七  
太 蔵 省 印 刷 局  
電話 東京 五八二 四四二(大代)